

税のお知らせ

個人住民税申告書の発送

昨年に個人市・府民税（以下「個人住民税」）申告書を提出した人を対象に、平成27年度（平成26年分）の個人住民税申告書を1月19日（月）ごろに発送予定です。

新たに個人住民税申告書が必要な人は問い合わせください。

お気軽に
問い合わせ
ください



また、市ホームページには1月下旬に掲載します。

問 課税課市民税係

TEL 06・6992・1456

償却資産（固定資産税）の申告

償却資産とは、土地および家屋以外の事業用に供することができる資産で、その減価償却額（費）が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるものを言います。

市内に償却資産を所有している人は、平成27年1月1日現在の償却資産の内容（取得年月、取得価格、耐用年数など）を申告する必要があります。2月2日（月）までに申告書を課税課家屋係へ提出してください。

問 課税課家屋係

TEL 06・6992・1474



「給与支払報告書」の提出は

eLTAXで

市ではeLTAX【電子申告Ⅱ（地方税ポータルシステム）】を利用した「給与支払報告書」の提出を推進しています。

eLTAXの詳しい内容や手続きなどは、（社）地方税電子化協議会 <http://www.eltax.jp/> をご覧ください。

なお、給与支払報告書を電子申告すると、紙での提出は、不要です。給与支払報告書の提出期限は、2月2日

（月）です。

問 課税課市民税係

TEL 06・6992・1456

インターネットで
簡単便利に月



個人住民税申告の 臨時・休日受付

市では、平成27年度分個人住民税の申告受付を2月16日（月）～3月16日（月）（土・日曜を除く）に中央公民館で行いますが、混雑緩和のため、下表のとおり臨時・休日受付をします。申告に関する関係書類および印かんを持参してください。

なお、所得税の確定申告や還付申告は、税務署へ申告してください。税務署へ確定申告や還付申告を提出した人は、個人住民税の申告の必要はありません。

■臨時・休日受付会場

日程	公民館	受付時間
2月 3日（火）	東部	9:30～14:00
4日（水）		9:30～12:00
5日（木）	庭窪	9:30～14:00
6日（金）	南部	9:30～12:00
14日（土）	中央	10:00～15:00
3月15日（日）		

税務署からのお知らせ

公的年金などを受給している人へ

公的年金など収入金額の合計額が400万円以下(注1)

で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額(注2)が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

この場合でも、所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

公的年金などに係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税の確定申告が必要のない場合でも、住民税の申告が必要ない場合があります。

※(注1) 複数から受給している場合は、その合計額です。

※(注2) 「公的年金などに係る雑所得以外の所得」で主なもの所得金額の計算方法は、左表のとおりです。

所得の種類	所得の内容	所得金額の計算方法
給与所得	給与・賞与、パート収入など	なお、給与などの収入金額が85万円を超える場合には、所得金額は20万円を超えないこととなります。
雑所得 (公的年金など以外)	個人年金、原稿料、シルバー人材センターの配分金収入など	総収入金額-必要経費
配当所得 ※上場株式などに係る配当所得の申告不要制度を選択した場合は除きます。	株式や出資の配当など	収入金額-株式などを取得するための借入金の利子
一時所得	生命保険の満期返戻金など	{総収入金額-収入を得るために直接要した金額-特別控除額(最高50万円)}×1/2

忘れていませんか
市税の納付

個人市・府民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税などの納期が過ぎていきます。納めていない人は至急納税課まで連絡してください。

問 納税課

TEL 06-6992-1851

1854

納税には
便利な口座振替の
ご利用を



個人市・府民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税などの納付には、便利な口座振替をぜひ利用してください。なお、平成27年度分口座振替の申し込みや変更は、3月31日(火)までに納税課または市内金融機関などで申し込んでください。すでに利用している人は、自動継続されます。
問 納税課 TEL 06-6992-1851~1854

ご存知ですか

固定資産税・
都市計画税

～納税通知書の再発行～

納税通知書は、納税通知書の名宛人に「固定資産税額の確定」と「納付を請求」するものであり、納税通知書の送達を受けた人には、賦課処分という法的効果が発生します。

すでに納税通知書が送達されているにもかかわらず、再度納税通知書を発行すると、納税義務者の人に2回賦課処分を行ったことになってしまいますため、再発行できません。納税通知書を紛失などの場合で、課税内容を再度確認したいときは、名寄帳の写しを交付(有料)していますので、利用してください。

納税通知書を
紛失したら?



<広告>

<広告>

明るくきれいなお寺の **無期限供養納骨堂**

～本性寺では毎朝7時30分より供養しております。～
※無縁になられても、お寺が代わりに無期限に供養・管理致します。

先着順にて分譲中!

納骨堂費用 **25万円**～ 永代管理費 **30万円**

宗教・宗派は問いません。 個別仏事相談、随時承ります。

ご見学の方は必ずお電話ください。【完全予約制】
宗教学者 **本性寺** TEL 06-6901-9191 http://本性寺.jp
守口市佐太中町5丁目3番10号 本堂等 納骨堂(納骨堂)
納骨堂:大阪府指令風街第151-4号(大阪府認可 平成18年3月7日)

開山1618年 山積ある本道建築寺院

らいこうじアドベンチャーに
(親子あそび会) **参加しませんか?**

日程	内容	時間	対象
1/17(土)	リトミック	①14:00~14:45	①6ヶ月~2才
2/21(土)	造形あそび	②14:45~15:30	②3~5才
3/14(土)	体そうあそび		

・要電話予約・全て専門講師によります遊びで、無料です。
・詳細に関してはお気軽にお問い合わせください。

社会福祉法人 **らいこうじ学園** (認可保育園)
守口市佐太中町6-53-12 TEL 06-6902-3173 http://raikojigakuen.jp/

広告掲載のお問い合わせは、(株)ライダース・パブリシティ (TEL06-6343-0331) へ。広告内容に関する一切の責任は広告主へ帰属します。

災害により被害を受けた人へ

災害により住宅や家財などに損害をうけたときは、確定申告などで「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法、「所得税法」に定める雑損控除の方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部または一部を軽減することができます。

◆確定申告が必要な人

- ① 所得税の納付額を軽減するため、災害減免法や雑損控除の適用を受ける人
- ② 事業者の人で、被災などにより所得金額が赤字になった人で、純損失の金額を翌年以後に繰り越す人（白色申告者の場合と青色申告者の場合では計算方法が異なります）
- ③ サラリーマンの人などで、所得税の還付を受けるため、災害減免法や雑損控除の適用を受ける人（源泉徴収票の「源泉徴収税額一欄が「0」となっている場合には、所得税は還付されません）
- ④ その年中の給与などについて、災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付

を受けた人

- ⑤ 雑損控除の金額が所得金額を上回るため、引き切れない雑損失の金額を翌年に繰り越す人など

◆用意していただくもの

- ① 被害を受けた住宅の取得年月、床面積および自家用車の取得年月などが分かるもの（売買契約書など）
- ② 取得価格の分かるものおよび修繕費などの災害関連支出の領収書が残っていれば併せて用意してください
- ③ 保険金などで補てんされる金額がある場合、その金額が分かる書類
- ④ 被災（被災）証明書の写しなど
- ⑤ 源泉徴収票（サラリーマンの方）などの確定申告関係の書類
- ⑥ 振込先金融機関の口座番号（申告する方の名義の口座に限る）の分かるもの、印かん

問 門真税務署

TEL 06・6909・0181

問 課税課市民税係

TEL 06・6992・1456

	災害減免法	所得金額の計算方法								
損失の発生原因	災害による損失に限られます。	災害、盗難、横領による損失が対象となります。								
対象となる資産の範囲など	損害額が住宅または家財の2分の1以上であることが必要です。（損害額とは、所得税法の差引損失額と同じです。）	生活に通常必要な資産に限られます。（棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産は除かれます）								
控除額の計算または所得税の軽減額	<table border="1"> <tr> <th>その年の所得金額</th> <th>所得税の軽減額</th> </tr> <tr> <td>500万円以下</td> <td>全額免除</td> </tr> <tr> <td>500万円 750万円以下</td> <td>2分の1の軽減</td> </tr> <tr> <td>750万円超 1,000万円以下</td> <td>4分の1の軽減</td> </tr> </table>	その年の所得金額	所得税の軽減額	500万円以下	全額免除	500万円 750万円以下	2分の1の軽減	750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減	控除額は次の①と②のうちいずれか多い方の金額です。 ① 差引損失額－所得金額の10分の1 ② 差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円 (注) イ 差引損失額＝損失金額－保険金などによって補てんされる金額 ロ 災害関連支出減失した住宅、家財を除去するための費用など災害などに関連してやむを得ない支出をした金額をいいます。 ※イの「損害金額」には、ロの「災害関連支出」の金額を含みません。
その年の所得金額	所得税の軽減額									
500万円以下	全額免除									
500万円 750万円以下	2分の1の軽減									
750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減									
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の人に限ります。 ・ 「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」など、住宅または家財の損失状況が分かる書類を確定申告書に添付する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害関連支出については、領収書を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示する必要があります。 ・ 損失額が大きくて、その年の所得金額から控除しきれない金額は、翌年以後3年間に繰り越して各年の所得金額から控除できます。 								

<広告>

守口門真総合法律事務所

大阪弁護士会所属 所長弁護士 村上 和也

まずはお気軽にお電話ください

06-6997-7171

営業時間 9:00～18:00 寺内町2丁目7番27号 富士火災守ロビル5階

京阪守口市駅西出口徒歩1分

弁護士による 夜間無料相談会

お一人につき 相談時間は **45分** 完全予約制 予約のお電話は営業時間内にお願います

実施日時 2015年1月23日(金)、28日(水)

実施時間 ①18時～ ②19時～ ③20時～ ④21時～

・ 今回の相談は初めての方に限ります ・ 先着順の為、予定人数に達し次第締め切らせて頂きます

広告掲載のお問い合わせは、(株)ライダース・パブリシティ (TEL 06-6343-0331) へ。広告内容に関する一切の責任は広告主へ帰属します。

門真税務署の確定申告会場は「守口門真商工会館」

2月4日(水)から

確定申告相談会場
開設

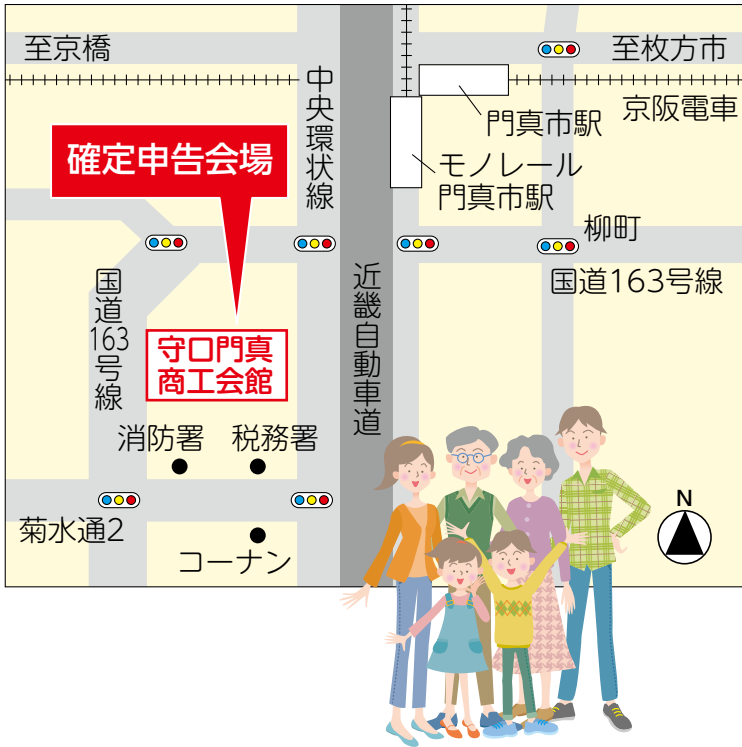
時 2月4日(水)～3月16日(月)

時 午前9時～午後5時
場 門真市殿島町6-4

※会場では納税できません
(近くの金融機関などを利用してください)

※土・日曜、祝日を除く(ただし、2月22日(日)、3月1日(日)は開設。大変混雑することが予想されますので、あらかじめご了承ください)

開設期間中、門真税務署庁舎内では作成済の申告書の受付(提出)、納税、納税証明書の発行および用紙の交付のみを行い、申告相談は行いませんので、注意してください。



署外申告会場

会場	開催日程 【土・日曜、祝日を除く※】	相談時間
守口門真商工会館	2月4日(水) ～ 3月16日(月)	9:00～17:00 ※混雑状況により、16時頃に受付を終了する場合があります。

※開催日程の期間中、税務署庁舎内に申告相談会場はありません。
※閉庁日対応により、2月22日および3月1日の日曜日は開催する予定です。
※贈与税の申告相談についても、署外申告会場(守口門真商工会館)で対応いたします。

※会場の都合上、なるべく午後4時ごろまでにお越しください。
※会場は駐車場がありませんので、車での来場はご遠慮ください。

還付申告特設会場

会場	開催日程	相談時間
大東市立市民会館 (2階大集会室)	2月4日(水)～6日(金)	9:30～11:30
四條畷市民総合センター (1階展示ホール)	2月12日(木)・13日(金)	13:00～15:00

問 門真税務署個人課税部門
06・6909・0181
※自動音声による案内です。アナウンスに従い操作してください。

還付申告センター

会場	開催日程 【土・日曜、祝日を除く※】	相談時間
JR北新地駅前会場 (大阪駅前第2・第3ビル間地下歩道)	2月3日(火)～27日(金)	9:30～16:00
枚方会場 (メセナひらかた6F)	2月4日(水)～13日(金)	10:00～16:00
奈良会場 (奈良県西奈良県民センター)	2月3日(火)～13日(金)	9:30～16:00

還付申告センターでは、申告書用紙・届出書などの交付、申告書作成アドバイスおよび申告書の受付を行います。住所にかかわらず、どこの会場でも利用できます。

還付申告センター
開設